

審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部農村振興課
-----	------------

No.	項目	内容
①	処分名	鳥獣の捕獲等の許可(京都府広域振興局長等に権限を委任する規則に基づき広域振興局長等が行うものに限る。)
②	法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
③	法令番号	平成14年法律第88号
④	根拠条項	第9条第1項
⑤	処分権者	各広域振興局長・京都林務事務所長
⑥	法令の定め	1. 捕獲等又は採取等の目的が法第9条第1項に規定する目的に適合すること(法第9条第3項第1号)。 2. 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「環境省令」という。)で定める場合を除く。)(法第9条第3項第2号)。 3. 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがないこと(法第9条第3項第3号)。 4. 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがないこと(法第9条第3項第4号)。
⑦	審査基準	1. 捕獲等又は採取等の目的が法第9条第1項に規定する目的に適合すること(法第9条第3項第1号)。 また、次の(1)から(6)までの京都府第12次鳥獣保護管理事業計画書(以下「計画書」という。)の要件を満たしていること。 (1)計画書第四2(1)ア (2)計画書第四3 (3)計画書第四3-1 ア (1)アからキ イ (2) (4)計画書第四3-2 (5)計画書第四3-3 ア (1) イ (2)① ウ (2)④イ(ア)・(イ)、④イ(ウ)aからd及び④イ(オ) (6)計画書第四3-4 2. 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと(鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「環境省令」という。)で定める場合を除く。)(法第9条第3項第2号)。 また、計画書第四2(1)イの要件を満たしていること。 3. 捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがないこと(法第9条第3項第3号)。 また、計画書第四2(1)ウ及びエの要件を満たしていること。 4. 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域(以下「指定区域」という。)の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがないこと(法第9条第3項第4号)。 また、計画書第四2(1)オからクまでの要件を満たしていること。 5. わなを使用して獣類の捕獲を行う場合は、計画書第四2(3)の要件を満たしていること。 【文書名】 ・京都府第12次鳥獣保護管理事業計画第四「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項」
⑧	経由機関名	無し
⑨	協議機関名	無し
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間)20日間
		経由期間
		協議機関
		当該処分機関
⑫	問合せ	農林水産部農村振興課野生鳥獣担当 (電話)075-414-5022
⑬	備考	1. 京都府第12次鳥獣保護管理事業計画全文については、農村振興課ホームページに掲載しています。 2. 環境省自然環境局長通知(平成29年3月31日付け環自野発第1703311号)IV「捕獲許可等」IV-3のII「鳥獣の捕獲に関する審査基準」 3. 環境省自然環境局野生生物課長通知(平成29年3月31日付け環自野発第1703312号)II「鳥獣の捕獲に関する審査基準」